

○厚生労働省令第百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第五条第一号、第二十六条第四項第一号及び第三十四条第二項第一号の規定に基づき、薬局等構造設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

薬局等構造設備規則の一部を改正する省令

薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(薬局の構造設備)</p> <p>第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p> <p>十一 十六 (略)</p> <p>二〇 五 (略)</p> <p>(店舗販売業の店舗の構造設備)</p> <p>第二条 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p> <p>十一 十三 (略)</p> <p>(卸売販売業の営業所の構造設備)</p> <p>第三条 卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>(薬局の構造設備)</p> <p>第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 十五 (略)</p> <p>二〇 五 (略)</p> <p>(店舗販売業の店舗の構造設備)</p> <p>第二条 店舗販売業の店舗の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 十二 (略)</p> <p>(卸売販売業の営業所の構造設備)</p> <p>第三条 卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年一月三十一日から施行する。

(薬事法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

2 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		第九條 附則 (略)		改正後
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
		第九條 附則 (略)		改正前
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

	第二 百 第 十 八 条 の 四 第 一 項 第 二 号	(略)	
(略)	薬局等構造設備規則 第一条第一項第十三 号又は第二条第十二 号に規定する情報を 提供するための設備	(略)	
(略)	(略)	(略)	

	第二 百 第 十 八 条 の 四 第 一 項 第 二 号	(略)	
(略)	薬局等構造設備規則 第一条第一項第十二 号又は第二条第十一 号に規定する情報を 提供するための設備	(略)	
(略)	(略)	(略)	